

募集要項

薩摩川内市次世代エネルギー政策理解促進に係る
次世代エネルギー導入F / S 調査業務委託

平成30年5月
薩摩川内市

はじめに

薩摩川内市（以下「本市」という。）では、薩摩川内市次世代エネルギー政策理解促進に係る次世代エネルギー導入F/S調査業務委託（以下、「本業務」という。）の実施にあたり、民間の保有する知識と経験、技術力により、効率的且つ的確な実態調査、並びに実効的な設備導入計画を立案し、その運用方法等についても幅広い提案を求め、本業務において最も適した受託者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用するものである。なお、本業務は、平成30年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金を活用して実施するものである。

1 募集要項の定義

本募集要項（以下「本要項」という。）は、本業務を実施する受託者を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、本プロポーザルへの参加要件のほか、技術提案に係る審査・評価方法などの諸条件及び手続き等を定めるものである。

2 本業務の概要

(1) 業務の名称

薩摩川内市次世代エネルギー政策理解促進に係る
次世代エネルギー導入F/S調査業務委託

(2) 目的

川内駅東口に、公共・民間が一体となって「新たな賑わいの創出」を目的に、コンベンション機能を核とする複合施設（以下「対象施設」という。）を整備し、人・モノ・情報の交流拡大を図り、派生する経済効果や新しいネットワークの形成を促すことで、市域の産業・経済活動を活性化させ、本市の魅力向上を目指している。

対象施設の整備は、民間活力を活用することを目的にPFIにより整備することとし、すでにPFI事業者が選定されたところである。

本市では、エネルギーに関する基本的な方針として、次世代エネルギーに関する理解向上や関連産業の振興などを進めることとしており、この取組の一層の推進のためには、本市の玄関口である川内駅に隣接して整備される対象施設においても、次世代エネルギーの導入を進め、市民や来訪者が次世代エネルギーの活用の意義や有効性の理解促進を図る必要がある。

本業務では、対象施設に導入可能な次世代エネルギー設備の検討を行うとともに、導入による環境面・経済面での効果を明らかにし、啓発設備や施設見学会等を通じて広く周知することで、市民はもとより来訪者に対しても次世代エネルギーに対する理解促進を図り、まちの魅力向上に繋げるための整備に向けたF/S調査を行うことを目的とする。

(3) 調査対象施設及び所在地：薩摩川内市内（コンベンション施設）

(4) 対象業務

本業務では以下に掲げる業務を行う。※詳細については、特記仕様書を参照のこと。

- ① 建築条件調査
- ② 導入システムの整備内容の検討
- ③ 地中熱の熱応答試験
- ④ システム導入可能性調査
- ⑤ 総合検討

(5) 契約方法

本市は、選定された受託者と随意契約により、業務委託契約を締結する予定である。

(6) 契約金額

契約金額は、応募者からの提案価格により決定するものとし、上限提案価格は、税込価格27,993,600円とする。(※提案価格が上限を超えている場合は、失格とする。)

(7) 支払条件

契約金額の支払いは、概ね以下のとおりとする。(※詳細は、本市と受託者との間で締結する契約書に示す。)

業務の進捗にあわせて、前金払及び完了払いにて行うことができる。

支払内容	支払限度額	備考
前金払	契約額の30%以内	
完了払	契約額の残高	

(8) 業務期間

契約締結 平成30年6月下旬頃(予定)

業務期間 契約締結の翌日から平成31年2月28日まで(予定)

(9) 発注担当事務局

本プロポーザルに係る各種手続き、連絡先、提出先、問い合わせ先等は、以下のとおりとする。

薩摩川内市役所 商工観光部 次世代エネルギー課

住所：〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号

電話：0996-23-5111(代表)

FAX：0996-25-1704

E-mail：ene@city.satsumasendai.lg.jp

3 受託者の募集

(1) 選定の方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

(2) 募集及び選定のスケジュール

本業務の受託者の募集及び選定にあたっては以下のスケジュールによる。

① 公告（募集要項等の公表）

平成30年5月9日（水）～同年6月7日（木）午後5時（30日間）

② 募集要項等に関する質問の受付

平成30年5月9日（水）～同年5月31日（木）午後5時

※質問は、所定の様式を事務局で E-mail にて受付ます。電話での対応は一切行いません。

※質問に対しては、まとめて回答せず、随時回答します。

③ 審査書類（参加資格及び技術提案書）の受付

平成30年5月9日（水）～同年6月7日（木）午後5時

※持参又は郵送（どちらも期限内必着）

④ 入札参加資格審査申請書の受付

平成30年5月9日（水）～同年6月1日（金）午後5時

※本市の入札参加資格を有していない場合のみ

※持参又は郵送（どちらも期限内必着）

⑤ 審査書類の内容確認・審査

平成30年6月8日（金）～同年6月14日（木）

⑥ 最優秀提案者の決定

平成30年6月下旬（予定）

⑦ 契約締結

平成30年6月下旬（予定）

(3) 応募の手続き

募集要項等（様式・質問回答書含む）は、薩摩川内市次世代エネルギーウェブサイトに掲載する。

薩摩川内市次世代エネルギーウェブサイト

<http://jisedai-energy-satsumasendai.jp/>

(4) 募集要項等に関する質問受付及び質問回答の公表

募集要項等の記載内容に関する質疑応答は、以下の要領で行う。

ア. 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、【様式 1】募集要項等に関する質問書により、電子メールにて、事務局へ送信すること。なお、電話での対応は一切行わない。

イ. 募集要項等に関する質問回答の公表

募集要項等に関する質問回答は、薩摩川内市次世代エネルギーウェブサイトにて、随時回答するものとする。なお、質問者の事業者名は公表しない。

(5) 入札参加資格審査申請書の提出

本市の入札参加資格を有していない場合は、【様式 1-2】①～③を確認のうえ、申請様式及び必要な書類を提出すること。なお、資料一式については、本市ホームページにおいてもダウンロードすることができる。

薩摩川内市ホームページ

<http://www.city.satsumasendai.lg.jp>

(6) 参加資格の確認

本募集要項「4 (1) 参加資格要件」の参加資格に関する事項について、本募集要項「5 審査」に示すとおり参加資格の確認を行い、全ての要件を満たす者が参加資格を有する者とする。

4 参加資格要件

本プロポーザルに応募する参加者（以下、「応募者」という。）は、本市が求める業務を履行することができる企画力、技術的能力及び実績を有し、以下に記載の参加資格要件を全て満たしている企業とする。

(1) 参加資格要件

ア. 過去の業務において、低炭素社会に寄与する目的の住宅街（スマートタウン等の全体計画に限る。）・商業施設・事業所等建物（工場は除く。）の建築設計、又は次世代エネルギービジョン等の計画策定の実績を有していること。

イ. 本市の「物品等競争入札参加資格（役務の提供）」を有している者又は本要項で定める入札参加資格審査申請書を提出し、参加を認められた者であること。

ウ. 日本国内に本店を置く企業であること。

エ. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

オ. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始の決定後、薩摩川内市長が別に定める手続きに基づく、薩摩川内市入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

カ. 申請日の日から落札決定の日までの間に、薩摩川内市建設工事等及び物品購入等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 16 年訓令第 37 号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

キ. 指名停止要綱に基づく文書警告を受けている場合、申請日現在において措置を受けた日から 1 月を経過していること。また、申請日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。

ク. 次の i) から ix) までのいずれにも該当しない者であること。
（※なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。）
i) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ii) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- iii) 役員等が暴力団員であると認められる法人又は個人
- iv) 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- v) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
- vi) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- vii) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
- viii) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
- ix) i) からviii) までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人等

5 審査

I 参加資格審査

(1) 審査の項目

ア. 参加資格の審査

応募者が、本募集要項に規定されている要件を1項目でも満たしていない場合は失格とする。

イ. 提出書類

書類	様式	部数
参加表明書	様式 2-1	1 部
応募者の構成及び役割分担	様式 2-2	1 部
会社概要	様式 2-3	1 部
誓約書	様式 2-4	1 部

II 提案審査

(1) 審査の項目

ア. 技術提案書の審査

応募者から提出された技術提案書の記載内容が、評価項目の内容に合致し、かつ特記仕様書等に記載がある事項を満たしているか審査を行う。

なお、評価項目についての記載がない場合又は特記仕様書の記載内容を満足しない場合は、失格とする。

審査は、次頁に示す評価項目、評価のポイント及び配点により、加点評価し、技術評価点とする。なお、技術評価点は75点満点とする。

評価項目	評価のポイント	配点
企業の実績	<p>・低炭素社会に寄与する目的の住宅街（スマートタウン等の全体計画に限る。）・商業施設・事業所等建物（工場は除く。）の建築設計、又は次世代エネルギービジョン等の計画策定の実績が複数あり、企業としての業務遂行能力が十分であるか。</p> <p>※添付書類として、業務名及び業務内容が確認できる契約書（写し）等を添付すること。</p>	10
実施体制	<p>・本業務の目的とポイントを整理し、業務遂行のために、必要な有資格者（設備設計一級建築士・エネルギー管理士）が配置されているとともに、自社に所属する有資格者が不測の事態に対しても対応できるよう社内のバックアップ体制が整っているか。</p> <p>※添付資料として、資格者証（写し）及び常勤の自社社員で引き続き3カ月以上の雇用関係が確認できる書類を添付すること。</p>	10
実施スケジュール	<p>・本業務の実施スケジュールについて、実現可能で効率的なものとなっているか。また、各種手続き及び関係機関との協議を含めた設備導入までの全体工程を視野に入れ、関連事業のスケジュールに遅延が生じないための具体的な対策が示されているか。</p>	10
実施方針	<p>・本市が掲げるまちづくり施策、及び本業務の背景や目的を十分理解した上で、実施方針（F/S 調査時点での方針、完成後におけるコンベンション・ホテル・商業施設との連携による視察、学習、市内外に対するエネルギー転換理解促進の具体的な方策）が示され、業務品質確保に対する独自の取組みなどが具体的に示されているか。</p>	15
事業効果	<p>・導入システムの整備内容の検討にあたっては、本市のエネルギー施策や国の補助事業の趣旨に沿った整備内容及び効果が具体的に示され、提案における課題や解決方法についても提案されているか。</p>	15
波及効果	<p>・導入システムにより得られる環境面及び経済面の効果について、市域の次世代エネルギーの理解促進や設備導入につなげる具体的な方策が提案されているか。</p>	15

※注意事項

- ※1. 提案書は、評価項目ごとにA4用紙2枚以内、若しくはA3用紙1枚以内にまとめること。（両面可。）
- ※2. 「企業の実績」及び「実施体制」の添付資料については、提案書の枚数にはカウントしないものとする。

- ※3. イラストや写真等を用いてもよい。
- ※4. 技術資料等を引用する場合は、必ず出典元を記載すること。

イ. 提案価格の審査

価格提案書に記載された提案価格が上限提案価格の範囲内であることを確認した上で、提案価格を点数換算し、価格評価点とする。なお、上限提案価格を超える場合は失格とする。

ウ. 価格評価点の算出方法

- i) 価格評価点の配分点は25点とする。
- ii) 価格評価点は、以下の算出式によるものとし、有効桁数は小数点第四位とし、小数点第五位を切り捨てるものとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{提案価格} / \text{予定価格})$$

エ. 提出書類

書類	様式	部数	注意事項
価格提案書	様式 3	1 部	※1.及び※2
技術提案書 ・企業の実績 ・実施体制	様式 4 (任意の様式で可)	1 部	※3_正本 1 部 契約書 (写し) 資格者証 (写し) 雇用関係書類 (写し)
・実施スケジュール ・実施方針 ・事業効果 ・波及効果	様式 4 (任意の様式で可)	20 部	※4.正本 1 部 応募者名あり ※4_副本 19 部 応募者名なし

※1.価格提案書については、封筒に入れて封印・封かん（糊付け）して提出すること。

※2.価格提案書に「値引き」類の項目を追加しないこと。また、内訳が分かるよう「一式」ではなく数量と単価に分け、調査内容に応じて想定している人工数、出張回数等を記載すること。

※3.「企業の実績」及び「実施体制」の提出書類は、それぞれの一覧表を作成し、添付書類として、契約書（写し）・資格者証（写し）、雇用関係書類（写し）を添付すること。

※4.正本については応募者名をつけ、副本については、住所、会社名、氏名等の応募者を特定できる表記は付さないこと。

Ⅲ 審査書類の受付

(1) 受付期間

平成30年5月9日（水）から同年6月7日（木）

（午前9時～正午、及び午後1時～午後5時の間とする。ただし、土日祝日は除く。郵送の場合は平成30年6月7日（木）午後5時必着）

(2) 提出方法

ア. 審査書類（参加資格／提案価格／技術提案）は郵送（配達証明付）又は持参により提出すること。

イ. 応募者は複数の提案をすることはできない。（1提案のみ）

ウ. 期限内に提出を終えない場合、いかなる理由があっても、再提出はできない。また、提出した審査書類の変更、差替え、再提出は一切認めない。

エ. 持参する場合は、必ず、提出しようとする前日までに発注担当事務局に電話にて連絡をし、審査書類の持参日時を設定すること。

オ. 技術提案書については、PDF形式で保存した電子媒体（CD-R）を提出すること。（1枚）

※技術提案書の「企業の実績」及び「実施体制」の添付資料については不要。

(3) 提出先

発注担当事務局（薩摩川内市役所 商工観光部 次世代エネルギー課）

Ⅳ 審査結果の通知

(1) 通知の方法

審査結果は平成30年6月下旬（予定）に電子メールにて通知した後、郵送にて文書を送付する。

※審査の状況等により通知日が変更となる場合は別途連絡するものとする。

(2) 審査失格の理由説明について

審査で失格となった者は、その理由について書面により以下の要領で説明を求めることができるものとする。

ア. 受付期間

通知の日から7日間（土日祝日を除く）

（午前9時～正午、及び午後1時～午後5時の間とする。ただし、土日祝日を除く。）

イ. 提出方法

説明要求の書面（様式自由）を持参のうえ、説明を求めることができる。事前に持参する日を事務局に連絡し、日時を設定すること。
（※電子メール、郵便、FAX、電話等は不可。）

ウ. 提出先

発注担当事務局（薩摩川内市 商工観光部 次世代エネルギー課）

エ. 回答方法

説明要求の書面の受付日から7日以内に書面により、郵送で回答する。

6 受託者の選定

(1) 最優秀提案の選定

技術評価点と価格評価点を合計した点数を総合評価点とし、その合計が最も高い提案を最優秀提案とする。なお、総合評価点は、100点満点とする。有効桁数は小数点第四位とし、小数点第五位を切り捨てるものとする。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

(2) 最優秀提案者の決定等

審査に基づき決定された最優秀提案者を受託者とし、随意契約により、業務委託契約を締結する予定である。

(3) 審査結果の通知

最優秀提案者を決定した場合は、審査を行った全ての応募者に対して可否の通知を書面にて通知する。

(4) 参加資格の喪失

ア. 最優秀提案者の決定までに応募者が、本要項「4 参加資格要件」に定める参加資格を喪失した場合

イ. 提出書類に虚偽の記載をした場合

(5) 選定の取消し

選定した応募者が、契約締結までに本要項「4 参加資格要件」に定める参加資格を喪失した場合

7 その他

(1) 応募条件

- ア. 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- イ. 提出書類の著作権は、それぞれの作成者に帰属する。なお、提出書類は返却しない。
- ウ. 提出書類に係る内容は、公表しない。
- エ. 本業務において公表が必要な場合、その他本市が必要と認める場合は、本市は、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
なお、提案内容を公表する場合には、事前に当該応募者の承諾を得るものとする。
- オ. 本市が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。
- カ. 業務内容については、守秘義務を遵守しなければならない。
- キ. 本プロポーザルにおいて、本市の要求水準を満足する提案がなかった場合は、最優秀提案者の選定は行わない。また、参加者が1者の場合であっても、本市の要求水準を満足している提案であれば、その者を最優秀提案者として採用するものとする。
- ク. 本プロポーザルにおいて使用する言語は、「日本語（商標、固有名詞、単位は除く）」、通貨は「円」とする。
- ケ. 本要項に定めるもののほか、本業務委託の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び本市の条例規則等の定めるところによる。

(2) 事業の全体スケジュール（予定）

	H30年度	H31年度
補助事業申請	H30年度エネ高事業（採択）	H31年度エネ高事業（予定）
エネ高事業	F/S 調査	実施設計 設備導入
コンベンション	基本・実施設計	建築工事（～H32.5）